

コンピュータ・ライスト？

福山市では、人権文化が根付いた地域社会の実現に向けて、「人権」について学習し、さまざまな角度から啓発内容を創造することのできる地域リーダーの養成を目的に「ふくやま人権大学」を実施しています。

ふくやま人権大学2022開講

テーマ 水平社創立から100年

「人の世に熱あれ 人間に光あれ」原点に学び、現在につなげる」(全3回)

第1回 10月26日(水)

コミュニケーション主事による「水平社」の学習成果発表

「現在も、なお誇り得る人間の血は、涸れずにある」

第2回 11月2日(水)

講義「原点に学ぼう！水平社創立の歴史的背景と創立の必然性」

第3回 11月16日(水)

講義「現在につなげよう！水平社『宣言』。部落差別解消推進法、

福山市人権尊重のまちづくり条例を活かす取組」

テーマ 福山市人権尊重のまちづくり条例施行1周年

「心がつながる人権文化ゼミ」ところで、人権文化って何だ？」(全3回)

第1回 12月1日(木)

講義「こうしてできた人権条例」～新たなステージへ～

第2回 12月8日(木)

講義「こんなことやっています。私の活動」

～多文化共生・子どもの人権～

第3回 12月15日(木)

講義「ところで、人権文化って何だ？」

～ふだん着で考える条例の活かし方～

場所 福山市人権平和資料館 時間 19時～20時30分

〈問合せ・申込み先〉福山市市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課

TEL 084・928・11006

FAX 084・928・1229



コンピュータライストです。

2006年度から実施している「ふくやま人権大学」は、今年度で17年目を迎えます。
今年度は「水平社創立から100年」、「福山市人権尊重のまちづくり
条例施行1周年」をテーマに講座を開催します。

要申込 **参加無料**



テーマ 水平社創立から100年

「人の世に熱あれ 人間に光あれ～原点に学び、現在につなげる～」

第1回 10月26日(水)

南部管内コミュニティセンター主事による「水平社」の学習成果発表

「現在も、なお誇り得る人間の血は、涸れずにある」

講師 南部管内コミュニティセンター主事

コーディネーター 藤坂 真治さん(南部地域振興課次長)



申込フォームはこちらから ↑

第2回 11月2日(水)

講義「原点に学ぼう！水平社創立の歴史的背景と創立の必然性」

講師 藤坂 真治さん(南部地域振興課次長)

第3回 11月16日(水)

講義「現在につなげよう！水平社『宣言』。部落差別解消推進法、福山市人権尊重のまちづくり条例を活かす取組」

講師 山下 真澄さん(部落解放同盟福山市協議会議長)

時間：19時～20時30分(全3回)

会場：福山市人権平和資料館(福山市丸之内一丁目1番1号)

会場定員：各回30人



テーマ 福山市人権尊重のまちづくり条例施行1周年

「心がつながる人権文化ゼミ～ところで、人権文化って何だ？～」

第1回 12月1日(木)

講義「こうしてできた人権条例」～新たなステージへ～

講師 客本 牧子さん(福山市人権施策有識者検討会議委員)



申込フォームはこちらから ↑

第2回 12月8日(木)

講義「こんなことやってます。私の活動」～多文化共生・子どもの人権～

講師 客本 牧子さん(中国帰国者をささえる会 代表)

寺田 由美香さん(主任児童委員、城西校区おっちゃんとおばちゃんの会役員)

第3回 12月15日(木)

講義「ところで、人権文化って何だ？」～ふだん着で考える条例の活かし方～

講師 客本 牧子さん(福山市人権施策有識者検討会議委員)

時間：19時～20時30分(全3回)

会場：福山市人権平和資料館(福山市丸之内一丁目1番1号)

会場定員：各回30人

※内容については、新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、変更となる場合があります。
※手話や要約筆記が必要な場合は、事前にご相談ください。

申込方法

電話、ファクシミリまたは電子メールで「名前」、「ふりがな」、「連絡先」、「受講希望テーマ、希望日」をお知らせください。各テーマの申込フォームからも参加の申込みが可能です。

主催・問合せ・申込み先

福山市市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課

TEL 084-928-1006 FAX 084-928-1229

電子メール jinken-shougaigakushuu@city.fukuyama.hiroshima.jp





福山市人権尊重のまちづくり条例施行1周年

「心がつながる人権文化ゼミ

～ところで、人権文化って何だ？～

【第1講座】

テーマ

「こうしてできた人権条例」

12月1日

～新たなステージへ～

(木)

講師

客本 牧子 さん

2021年9月30日、福山市人権尊重のまちづくり条例が公布されました。第1回目は、この人権条例ができた背景について考えていきたいと思います。

●「人権とは、何だろう？」

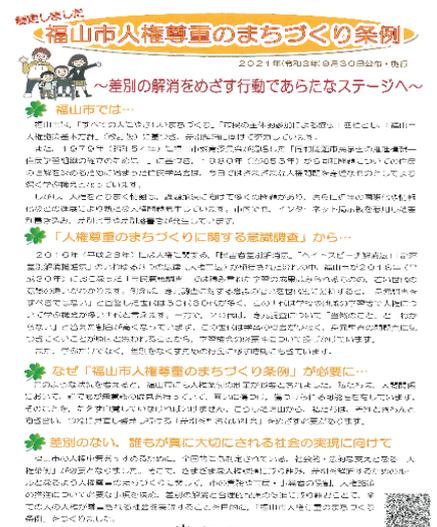
まず日本国憲法と世界人権宣言を糸口に考えていきました。人権とは「わたしもOK!」、「あなたもOK!」な対等な人間関係です。自分と同じように、誰にも大事にされる権利があります。だから、他人の権利を侵害してはいけません。他人のことも、自分と同じように大事にしなくてはなりません。この世に生きている全員に生まれながらにして無条件に、平等に、その人の『わたしもOK』を守ってもらえる「権利」や「人権」が存在します。だから対等な人間関係が成り立ちます。

しかし、まだまだ偏見や差別があります。部落差別手紙が投函されたり外国人技能実習生への暴行等まだまだ偏見や差別があるという現状にあります。



●福山市人権施策有識者会議提言書の提出

また、2016年度に障害者差別解消法、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法の人権三法ができました。また福山市は2018年度に福山市人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査を実施しました。そういう現状を踏まえ福山市人権施策有識者検討会議は2020年12月に福山市人権施策有識者会議提言書を福山市に提出しました。その会議で「人間環境都市」をまちづくりの基本理念におく福山市において、それらの課題を解決し、人権施策を前進させるためには、人権に関する条例の制定（以下、人権条例）が必要であるとの結論に、全員一致で至りました。提言内容は、人権三法が制定され、差別をしてはいけないから差別の解消をめざすという新たなステージに進んだこと、条例制定の要望が提出されたこと、新たな差別が現れている状況があり、差別を解消していくため、条例制定が必要な時期にあることが書かれています。



●福山市人権尊重のまちづくり条例が制定

そして2021年9月福山市人権尊重のまちづくり条例が制定されました。人を見る目と心をゆがめてしまうのは「おもいこみ」です。私たち市民も役割があり、偏見や差別について知り、アップデートをしながらお互いの人権を大切にしていきたいと思います。



福山市人権尊重のまちづくり条例施行1周年

「心がつながる人権文化ゼミ

～ところで、人権文化って何だ？～」

【第2講座】

12月8日

(木)

テーマ 「こんなことやってます。私の活動」

～多文化共生・子どもの人権～

講師 客本 牧子 さん・寺田 由美香 さん

第2講座は、多文化共生・子どもの人権について、お二人の講師よりそれぞれの活動内容を聞き、私たちが、今後まちづくり条例の精神の活かし、どのような活動ができるのかについて考え合いました。

●多文化共生 日本語教室「ふ～じゅ」の活動について

日本語教室「ふ～じゅ」とは、福山市中国帰国者をささえる会が、それぞれの食や文化の違いや、生活背景に関係なく、一人ひとりの国がつながっていくために、だれでも参加でき、集える居場所です。外国人市民は「支援を受ける人」、日本人市民は「支援をする人」ではなく、福山市の人口の2パーセントが外国人市民である現状からも、多文化共生とは、外国人市民の問題ではなく、「ともに自分たちのまちをつくる仲間」だという意識改革が必要です。

西日本豪雨災害時に、外国人市民に、情報が届きにくかったことがわかり、あらためて日ごろからのつながりが大切だと感じ、そのために、やさしい日本語・通常の日本語・その人の母語で伝えようとする気持ちが大切で、行動に移すことが、命と人権を守ることに繋がります。



●子どもの人権 全ての子どもたちに夢を！JOOC・城西学区 おっちゃんおばちゃんの会

JOOC・城西おっちゃんとおばちゃんの会は、「子どもが卒業したら保護者も卒業はもっていない」、世代や立場をこえた子どもとの関係をつくってほしいという思いが高まり、保護者有志で2008年に設立されました。「大きい子が小さい子を教えるスタイル」で地域のダンス教室を開いたり、地域の子の「ギターを教えてほしい」との要望から「JOOC けいおん部」と名付け、講師は地域のおとなで「できる人ができることを」の関わりを大切にしています。活動を続ける中で、城西中学校でクラブ活動の一環としてダンス同好会ができました。



地域には、さまざまな背景をかかえた子がいます。子どもたちの思いや主体性を大切に、どの子にも輝く瞬間を作ることができるよう地道な活動を続けています。

●まとめ

「つどう」「つなかる」「つづける」活動の中で、子どももおとなも一緒に差別を許さない、だれもが大切にされるまち「福山」を作っていきましょう。



福山市人権尊重のまちづくり条例施行1周年

「心がつながる人権文化ゼミ

～ところで、人権文化って何だ？～」

【第3講座】

12月15日

(木)

テーマ

「ところで、人権文化って何だ？」

～ふだん着で考える 条例の活かし方～

講師

客本 牧子 さん

第3講座は、身の回りにある人権問題の事例についてお互いの意見を出し合い、「人権文化とは何だ？」についてそれぞれの答えを導き出し、まちづくり条例の精神の活かし方について考え合いました。

●「まちづくり条例」の意義を確認

はじめに、人権尊重のまちづくり条例に関する映像を上映。世界人権宣言や日本国憲法などに込められた人権尊重の精神が継承されていることや、それぞれに求める役割など、まちづくり条例の意義を参加者全員で確認しました。



●人権を大切にしたい活動など交流



次に、部落差別や子ども、高齢者や外国人労働者を取りまく問題など、日頃感じている身の回りの人権問題について出し合い、解消のための活動を交流しました。また、前に進めたいと思う事柄について、出された事例やアイデアをつながりながら、新しい結びつきによって可能にできる方法など考え合いました。

●グループで出した意見を発表

話し合いの後、グループごとに発表して全体交流を行いました。その中で、出された人権課題や活動を聞き、身近な問題に感じられたという発表がありました。また、マスメディアなどで報道されたことについて、人権の観点で評価できる表現や取り上げて問題にしなければいけない話題など、参加者それぞれの視点で意見を交流した発表がありました。



他に、自身の活動を広げるイメージができた内容や、映像化の技術を活用してみたい取組などの発表がありました。

●気づきの積み重ねが「人権文化」を作る

最後に講師から、「今回のテーマにある『人権文化』とは人が作るもの」と前置き、「どのグループも身近な人権課題が多く出されていました。これらの課題に対して『差別は許さないという自分であるだろうか？』『差別に気づくことができているだろうか？』と考えると、一人ではなかなか難しいと思います。だから、人と話しながら『ここに問題がある』『ここを変えなければ』などの気づきを積み重ねることが大切です。この積み重ねこそが、『人権文化』を作っていく歩みだと思います。」とまとめの話がありました。

「人の世に熱あれ 人間に光あれ」～原点に学び 現在につなげる～



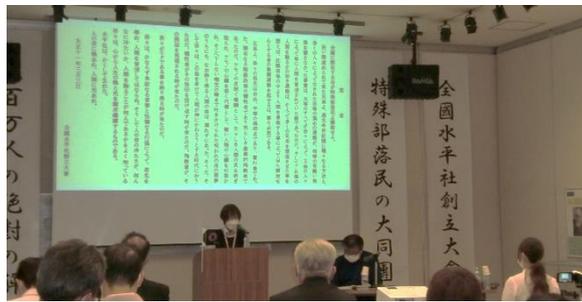
第1回

10月26日
(水)

学習成果発表「現在も、なお誇り得る人間の血は、涸れずにある」

発表者 南部管内コミュニティセンター主事

コーディネーター 藤坂 真治さん(南部地域振興課次長)



「人の世に熱あれ 人間に光あれ」と、声高らかに宣言が採択された水平社創立から 100 年を迎えました。水平社は、部落解放運動の先駆け団体で、日本の人権問題解決の礎を築いた団体とされています。この「水平社宣言」は、「世界初の当事者による人権宣言」と言われ、国の内外を問わず、高い評価を得ています。

創立から 100 年となる今年、山手・瀬戸コミュニティセンター主事は、水平社が何を求めて結成されたのか、宣言文に込められた想いは何かを学習しました。



まずは、水平社創立大会の再現です。少年代表として 16 歳の山田孝野次郎が、学校で受けた差別を涙ながらに訴えます。言葉につまり会場からはすすり泣く声が聞こえます。しかしその時山田少年は顔をあげ、大きな声で叫びます。「今、わたしたちは泣いているときではありません。この悲しみの原因を打ち破り、光りかがやく新しい世の中にするため闘う！」

山手・瀬戸コミュニティセンター職員は、まず歴史的背景から学習を始めました。

戦国時代、支配者である武士は、農民を土地にしばりつけ、厳しく年貢をとりたてる検地や、一揆をおこさせないため、武器をとりあげる刀狩りを行いました。支配の構図は人口の約 10% に満たない支配する側と 90% 以上の支配される側で成り立っていました。

その後、身分がはっきりとしてきたのは江戸時代でした。支配者は、農民の不満をそらすため、さらに低い身分をつくりました。低い身分とされた人たちは、仕事を決められ、不便な場所に住まわされたりして、農民の不満をそらすために利用されたのです。

明治になり、解放令が出されましたが、解放令前は、賤業といわれるような仕事でも独占市場であった被差別部落の人々の仕事は、この解放令後は、資本の介入により奪われてしまいました。そこへ、「富国強制」のスローガンのもと、徴兵制や義務教育費など納税の義務が増え生活困難に陥っていきました。それでもなお国は、戦争へと突き進んでいきました。1918 年、市民の不満が爆発した米騒動が全国的に起こりました。ただこの時も、騒ぎをおこしたのは、部落のものだ。」と政府は自分の責任をかくし、部落の人々に対する差別をあおりました。



大正デモクラシーの高まりと、労働者・農民などの社会運動の発展の中、部落の青年たちは、国粋主義者や富裕層の力を借りる事によって部落民の地位向上を実現しようとした融和運動や、有力者に媚びを売るようなことをやめ、自らの努力・行動

と大衆の団結の力をもって、差別からの解放をめざして立ち上がり水平社を設立しました。

歴史をたどってみると、わずかな人数の支配者が支配を続けるために都合の良いルールを作り、また時代によっては勝手にルールを変え、自分の立場を維持し続けるために、人間のもっとも嫌な部分を巧みに利用し、差別を助長してきました。その最たる被害者が被差別部落の人々であったと思います。

歴史を学習したのち、水平社宣言文に込められた思いを一人ひとりが考え、感じたことを出しました。立場やこれまで生きてきた環境によって同じ宣言文を読んでも心に残るところや感じ方はさまざまでした。



「なお誇り得る人間の血は、涸れずにあった」で救われる想いがしました。

差別を受けてきた人たちが、よくぞもちこたえてくれた、受けてきた恨みを晴らす戦いではなく、差別を無くす闘いが続けられる、頑張ろう！そんな気持ちにさせられました。

「吾々がエタである事を 誇り得る時が来た」が心に残りました。

我が子や孫にも、差別に敗けない、ふるさとを隠すのではなく、生まれたことを堂々と胸を張って生きてほしいと願っています。我が子や孫がこれから受けるかもしれない差別を少しでも軽くできるよう、闘っていかねばならないと思っています。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」は、みんなが共通して心に残ったことばです。

そして100年。水平社がめざした社会になっているのでしょうか。

差別落書きやインターネットへの悪質な書き込みは後をたちません。このような状況の中2016年には「現在もなお部落差別が存在し、部落差別はゆるされないものである」という理念のもと「部落差別解消推進法」が施行されました。2021年には「福山市人権尊重のまちづくり条例」も施行され差別のない誰もが大切にされる社会の実現を進めています。

水平社から始まる「人権を守る」永い闘いを引き継いで、コミュニティセンター事業は行われています。コミュニティセンター主事の仕事は、部落差別をはじめ、あらゆる人権課題を解決することです。私たちが部落差別の現実を知らなければ、どこにも発信することはできません。何が差別かを知らないとな身近で差別が起こっても見過ごしたり、自分自身も差別をしてしまったりすることがあります。「自分は差別をしない」つもりだけでは、社会にある差別を見過ごし、差別をなくすことにはつながりません。他人事ではなく、自分のこととして捉え、私たち一人ひとりが人権意識を高め、行動していくことが問われています。人が大切にされない社会の中では、誰も幸せに生きることはできません。「人間を尊敬することによって自ら解放せんとする」とあるように、相手を尊重し違いを認める世の中は「私」が認められる社会です。



「不可侵 不可被侵」「部落解放の父」と呼ばれる松本治一郎さんの言葉です。人の尊厳を侵してはならない。自分の尊厳も侵されてはならないという意味です。差別をなくすのは私たち一人ひとりです。

これから100年後を生きる人たちが、一人ひとりの人権が守られ、大切にされていると思える社会にするために、100年後の第一歩が始まったという気持ちです。



「人の世に熱あれ 人間に光あれ」～原点に学び 現在につなげる～



第2回

11月2日

(水)

講義「原点に学ぼう！水平社創立の歴史的背景と創立の必然性」

講師 藤坂 真治さん（南部地域振興課次長）

水平社創立の歴史的背景について、お話をしたいと思いません。

全国水平社創立大会（1922年3月3日京都岡崎公会堂）で決議された「水平社宣言」は、当事者による最初の「人権宣言」と評されています。

1871年「太政官布告（解放令）」が布告され、身分は廃止されましたが、職業の自由化はお金になる仕事から資本に取り込まれ、お金にならない人の嫌がる仕事のみが被差別部落に残る事となり、生活はより一層厳しくなりました。

一方、国は1872年に官営の富岡製糸場を建築し、外貨の獲得に突き進みます。ストックングの材料である生糸は世界で売れ、資本の蓄積が進んでいきます。そして、官営のこの大規模施設は民間に払い下げられ、さらに資本は財を蓄積していきました。そしてこの頃、日本は債権国となっていきます。

また、戦勝景気に沸く中、好景気は物価を上昇させました。シベリア出兵当時、米は政府に売れば高値になると米問屋に買い占められ、ついに米騒動が勃発します。国は好景気でも国民の生活は不安となり、そのはけ口として被差別民衆に厳しい差別が向けられ、米騒動の首謀者にでっち上げられていきました。

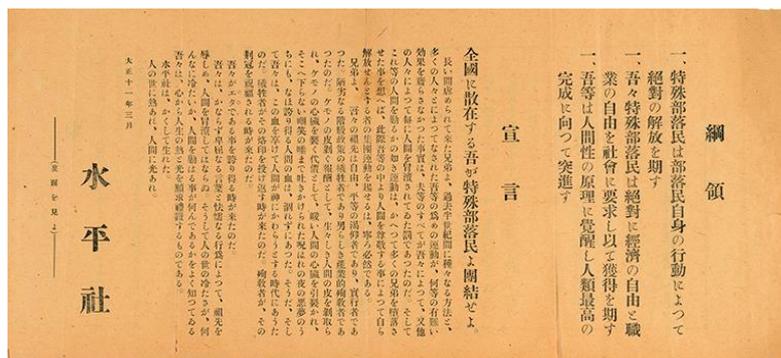
1890年代になると「同胞融和」が呼びかけられ、差別の原因を被差別民衆に置いた「融和運動」が始まりますが、何らの効果は得られませんでした。

こうした社会的背景の中で、1922年3月3日、水平社は結成されました。

水平社は、融和主義と決裂し、自由と平等を求め「人間性の原理」に覚醒し、人間を尊敬することによって、自ら解放せんとする者の集団運動を掲げ、人間解放の運動を呼びかけました。差別の根源は、主要な生産関係からの除外にあるとし、職業選択の自由がなく、人がしたがる仕事やお金にならない仕事のみを押し付けられ、さげすまれる中で、自尊心をはぎ取られている現状からの解放を願いました。誇りを持たない仕事は自らを隠そうとさせ、自分らしさを失っていきます。この人間疎外の連鎖を断ち切る事が綱領に示された言葉の本質と受け止めています。

水平社宣言は「自らの行動によって絶対の解放を期す」と表現し、差別を恐れずくまっている姿は差別を肯定し、認めている行為であり、祖先を冒瀆している事になると戒めています。また、

頭を上げ心から人生の熱と光を願求礼讃し、職業と土地の縛りを断ち切るために、被差別当事者の立ち上がりを求め訴えています。そして、この運動とそれに携わる人々に「人の世に熱あれ 人間に光あれ」と差別のない世の中のイメージを示し、結びの言葉としています。



「人の世に熱あれ 人間に光あれ」～原点に学び 現在につなげる～



第3回

11月16日

(水)

講義「現在につなげよう！水平社『宣言』。部落差別解消推進法、
福山市人権尊重のまちづくり条例を活かす取組」
講師 山下 真澄さん（部落解放同盟福山市協議会議長）

1. 部落解放国策樹立運動の展開

1946年に**部落解放全国委員会**が結成され、まずは明日食べる物の確保から運動が始められ、1950年には、**部落解放国策樹立運動**（国への環境・生活改善予算の要求行動）が始まりました。そのきっかけと言えるのが、**オールロマンズ差別事件**です。

これは、京都市の職員が、雑誌「オールロマンズ」に、「特殊部落民」という題で、被差別部落について、暴力的で盗みが多い、仕事もせずにぶらぶらしている人や不登校児童生徒も多い、また溝は臭いなど仕事で知った情報などを小説として掲載したものです。解放委員会はすぐに糾弾闘争を行い、市長に記事を書いた職員だけの問題ではなく、差別の原因は行政の不作为であると認めさせました。このことはその後の解放運動に大きく影響しました。

2. 「三つの命題」と同対審答申

解放運動で大切にしてきたのは「**三つの命題**」です。「**部落差別の本質**」・「**部落差別の社会的存在意義**」・「**社会意識としての差別観念**」の三つで、差別のことを理論的にまとめたものです。

それまでの差別する個人に考えを改めてもらう運動から理論的に闘っていく方向となりました。「**部落差別の本質**」とは、部落民に市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていないことです。「**部落差別の社会的存在意義**」(何のために作られたのか)。解放令より100年、民主主義の世の中なのに、部落差別は残され、就職や結婚で部落差別を受けていること知っている人たちを低賃金におさえるための「しずめ石」になっています。現在4割になった非正規社員の存在は、正規社員の条件を低くおさえることに利用されていることと同じで、お互いの足を引っ張り合い、国民の分裂を促進しています。それが部落差別の社会的存在意義です。

「**社会意識としての差別観念**」とは、差別がある社会の中では、「親が伝えたり」、「会社では採用しなかったり」を見聞きしているうちに、空気を吸うように意識が影響されてしまうことです。「**三つの命題**」の取り組みが始まったのは1960年頃でした。

この間もずっと**部落解放国策樹立運動**は続いていました。その結果、国は1961年に「審議会設置法」を作り、部落差別の調査、分析をさせました。4年後1965年に**同和対策審議会答申**が出され、**部落問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題**であると明記されました。また、1966年より**同対審答申完全実施要求国民大行進**を行い、取組の完全実施要求運動を全国的に展開しました。これは1969年まで続けられました。

3. 同和行政及び同和教育の推進

同対審答申の4年後、1969年**同和対策事業特別措置法**が施行されました。**同和対策事業に対する財政上の特別措置を明記し、環境改善事業、雇用助成金、職業訓練、奨学金制度**などが行われました。この法律は10年間の時限立法で、3年延長された後1982年**地域改善対策特別措置法**となり、1991年まで続けられました。1992年には「**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**」が施行され2001年度まで続きました。これらの法律により被差別部落を含む一定範囲の改良事業を進めていくことができました。

福山市においては、同和対策事業特別措置法が施行された翌年1970年**福山市同和対策審議会**

が設置され、1972年に答申が出されました。1973年 **福山市同和对策長期総合計画**が策定され、1974年 **福山市解放会館落成**、**瀬戸及び深津解放会館**が開館し、1986年 **学区同和教育推進協議会**を組織化、住民学習会が始まりました。学校教育においては、**同和教育副読本『とうげ』**が作られ、小中学校全児童生徒に配られました。

4. 差別事件を契機に社会変革

1967年**壬申戸籍閲覧差別事件**は、過去の身分が書かれている戸籍を誰でも自由に閲覧することができたことで起こりました。この事件を契機に法務省は、1968年に**閲覧を禁止**し、全国の自治体に書き換えを指示しました。1971年の**人事院就職差別事件**は、公務員採用試験で、親の職業や最終学歴、家の間取りなどの他、部落出身もわかるような質問を書かされていました。その後労働省と文部省は、1973年 **全国高校統一応募用紙**の使用を全国の高校に指示しました。1975年の**部落地名総鑑差別事件**では、320社が部落地名総鑑を購入して採用に使っていたことが明らかになりました。この反省から、労働者100人以上の会社は1977年から**企業内同和问题研修推進員**において同和问题を研修するようになり、1978年には**同和问题企業連絡会**が結成されました。福山部落問題の解決をめざす企業連盟も1982年に結成されました。1979年には**同和问题宗教教団連絡会議**も結成されました。

5. 部落解放を担う主体の構築

1969年**部落解放同盟広島県連合会**が再建され、県内47組織となりました。まずは自分たちが力をつけることが大切だとされ、1972年定期大会で「**社会的立場の自覚的認識**」に基づく活動を**確認し、学習活動によって部落解放を担う主体の構築をめざす**方針が出されました。つまり、「寝た子を起こすな」の考え方では差別はなくならない。被差別部落に生まれたからには差別を受ける。差別をなくすためには、今、自分は何をしないといけないかを自覚しなくてはならない。「**自らの力で絶対の解放を期す**」という水平社の精神に立ち返り、人々を説得し、子どもたちを鍛えていかなくてはならないということが確認されました。

6. 地对協路線から「是正指導」

1986年**地域改善対策協議会部会報告：適正化3項目**が出されました。3項目とは、民間運動団体が糾弾するから差別が残るとする「**糾弾の犯罪視**」。行政が弱腰で言われるままにやってきたのではないかとする「**行政の主体性の確保**」、偽の同和関係団体を名乗って会社等を脅す行為などを排除する「**エセ同和の排除**」。そして、1991年**地域改善対策協議会部会意見具申**が出され、特別対策は一般対策へと移行することとなりました。1992年からの「**地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律**」では、着工している事業以外はできなくなり、ほとんどの同和对策特別措置事業は残りませんでした。そして、2002年度末をもって特別な施策は完全になくなりました。

7. 特別措置終了後の行政の対応

特別措置法終了後は一般対策へ移行という曲解がおり、**同和对策事業の廃止または大幅縮小**になりました。また、福山市の**担当部署の名称変更や規模縮小**により、職員や市民に「**同和问题は終わった**」、「**住民学習はもう必要ない**」などの意識を持たせることになりました。そして住民学習の内容が部落問題中心から広く人権問題を取り上げるようになりました。人権と部落問題は違います。部落問題は「**みかん**」、人権問題は「**果物**」というくらいの違いがあります。

8. 部落差別解消法から人権尊重のまちづくり条例

21世紀になり部落問題は**悪質化・巧妙化**しています。2003年 **戸籍謄本等不正取得事件：電子**

版「**部落地名総鑑**」が発覚、2011年**プライム法務事務所事件**では、個人情報売買の闇組織が発覚しました。2016年**示現舎による「全国部落調査」復刻版出版事件**が起きました。現在「示現舎」に対して裁判を起こしています。しかし差別を禁止する法律はありません。2019年には福山市内でも部落差別を利用し実在の人物を攻撃する差別事件が起きています。

そんな中2016年**部落差別の解消の推進に関する法律**が施行されました。問題解決の取り組みを教育・啓発と相談だけに歪曲しており、部落差別は国や自治体の責務としながら財政措置はありません。2021年 **福山市人権尊重のまちづくり条例**が公布されました。

9. 今日の部落が置かれた差別の実態

2016年に広島県内で被差別部落対象に実態調査では、**所得と教育(学歴)に顕著な格差**がありました。**根強い結婚差別**も残っています。2018年の**福山市市民意識調査**によると6割が身元調査を容認する結果がでています。2018年には福山市でも**結婚差別事件**が起っています。

10. 差別を考える視点と今後の取り組み

被差別当事者から学ぶことが大切です。また、平等を実現するためには、行政が特別なことでも必要なことをしなくてははいけません。また、今後は包括的な差別禁止法の制定と被害者救済制度の確立をめざす活動や具体的な事実を通して差別の実態と背景について学ぶ教育及び啓発も必要です。

部落差別は見えにくくなっています。直接経験はなくても客観的事実から学んでいく必要があります。私たちはこれからも被差別の人の不利益を改善する施策を要望し続けていきます。

